



国 監 告 第 13 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年3月29日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

## 随時監査結果報告書

### 1. 随時監査

#### (1) 種 類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項

#### (2) 概 要

##### ① 実施期間

###### ア. 事前調査

平成 31 年 3 月 1 日（金）から平成 31 年 3 月 12 日（火）まで

###### イ. 実 施

平成 31 年 3 月 20 日（水）

##### ② 対象部局

生活環境部環境政策課

#### (3) 対象事項及び範囲

##### ① 対象事項

###### ア. 平成 30 年度国立市一般会計（歳出）

国立市湧水の保全に向けた効果的な地下水涵養施策検討業務委託  
（2 月 28 日支払分）

予算科目 04.01.04.13（19）

支 出 額 4,611,600 円

##### ② 対象範囲

###### ア. 財務に関する事務の執行等

###### イ. 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

#### (4) 手続き

① 実 施 通 知 平成 31 年 3 月 1 日（金）

② 資料提出期限 平成 31 年 3 月 11 日（月）

③ 事 前 調 査 事務局による調査（前記のとおり）

④ 実 施 監査委員による監査（前記のとおり）

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

#### (5) 監査の着眼点

##### ① 共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続きを経ているか。

##### ② 個別事項

- ア. 委託の相手方及び選定方法は適切か。
- イ. 委託料の算定根拠は合理的な基準に基づき行われているか。
- ウ. 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
- エ. 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- オ. 支払いは適正な時期に行なわれているか。

(6) 結果

① 概 評

対象事項を監査した結果、下記のとおり要望する。

② 個別事項

ア. 要望事項

(ア) プロポーザル審査に係る審査結果の記入方法について

委託候補者を決定するプロポーザル審査に係る審査委員の審査結果を確認したところ、審査委員5人のうち3人の審査結果が鉛筆で記入されていた。

集計結果と整合は取れており審査結果に影響はないが、厳正かつ公正に審査を行った結果を証するためにも、ボールペン等の適切な筆記用具で記入することを徹底されたい。

以 上